

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
環境農林水産部 環境農林水産総務課	<p>借用財産について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="563 499 1656 842"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>年間借用料</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>羽曳野市 尺度</td> <td>161.88㎡</td> <td>建物所有</td> <td>無償</td> <td>令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>羽曳野市 尺度</td> <td>12.00㎡</td> <td>建物所有</td> <td>無償</td> <td>令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>羽曳野市 尺度</td> <td>5.00㎡</td> <td>建物所有</td> <td>無償</td> <td>令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>羽曳野市 尺度</td> <td>141.36㎡</td> <td>建物所有</td> <td>無償</td> <td>令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	土地	羽曳野市 尺度	161.88㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	土地	羽曳野市 尺度	12.00㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	土地	羽曳野市 尺度	5.00㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	土地	羽曳野市 尺度	141.36㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間																											
土地	羽曳野市 尺度	161.88㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで																											
土地	羽曳野市 尺度	12.00㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで																											
土地	羽曳野市 尺度	5.00㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで																											
土地	羽曳野市 尺度	141.36㎡	建物所有	無償	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで																											
<p>措置の内容</p>																																
<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳への登載を行った。 今回の検出事項の原因は、当該事務処理の所属及び担当者の認識不足と担当者間の引継ぎが十分でなかったことにあった。 再発防止策として、所属及び公有財産事務担当者に大阪府公有財産台帳等処理要領等の周知徹底を行った。 今後は、借用財産の期間更新と併せて公有財産台帳の登載・更新を行い、法令等に基づいた適正な事務処理を行う。</p>																																

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和7年6月2日から同年8月28日まで)